

神野山ふれあいの森施設管理運営等事業

審査基準

令和7年7月

山 添 村

目 次

第 1 本書の位置づけ	1
第 2 事業者選定フロー	1
第 3 事務局による確認	2
第 4 選定委員会による審査	3
第 5 指定管理候補者の決定	5

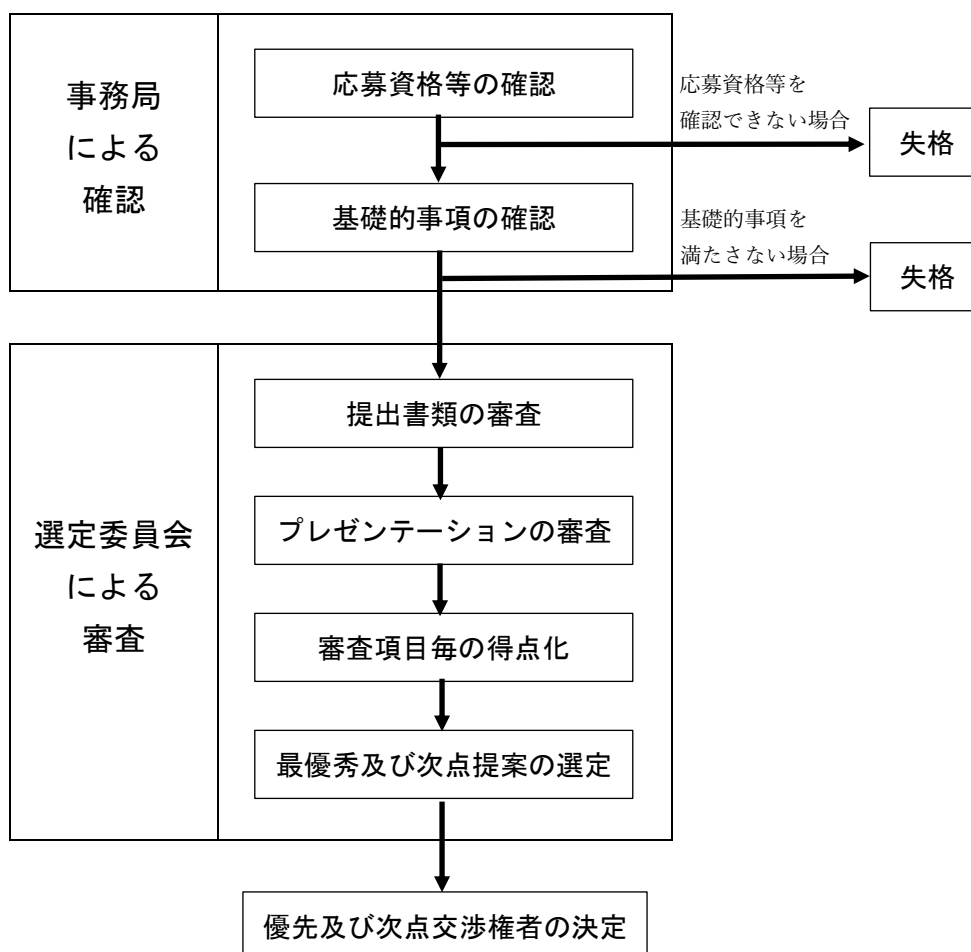
第1 本書の位置づけ

- ・本審査基準は、募集要項と一体のものであり、本事業の優先交渉権者等の選定のため、関係団体、学識有識者及び本村職員等で構成する「山添村公の施設に係る指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」が行う審査について、その方法や基準等を示し、応募者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

第2 事業者選定フロー

- ・事務局による応募要件の充足の確認（申請書等、応募資格）と、選定委員会における審査により、最優秀提案及び次点提案を選定する。
- ・審査の手順は、「（図1）審査の手順」に示すとおり。

（図1）審査の手順



第3 事務局による確認

1 応募資格等の確認

- ・本村は、参加表明時に提出された資料に基づき、募集要項に記載した応募者が満たすべき応募資格要件について確認し、確認の結果を応募者（グループによる応募の場合は代表団体）に対して通知する。
- ・確認の結果、要件を満たさない応募者は提案関連書類を提出できません。

2 基礎的事項の確認

- ・本村は、応募者から提出された申請書等が、「（表1）事務局による基礎的事項確認項目」に示す事項に該当していないことを確認する。
- ・確認の結果、一つでも該当する事項があれば、当該応募者は、選定委員会による審査に進めず、失格とする。

（表1）事務局による基礎的事項確認項目

項 目
様式集に定めた提出書類（附属 資料として求めているものを含む。）に遺漏のあるもの
募集要項に定める方法において作成されていないもの（ただし、誤字・脱字等提案内容への影響が軽微なものを除く。）
提案が法令又は条例違反に該当し、修正・差替え等では回復不可能と認められるもの。
提案が、募集要項等に定める各種の要求事項を明らかに満足していない場合や禁止事項に該当している提案と認められるもので、修正・差替え等では回復不可能と認められるもの。
指定管理に係る収支計画書の見積内容に著しい不整合があり、修正・差替え等では回復不可能と認められるもの
指定管理料の提案金額が、本村が示した参考価格から大幅に逸脱しており、かつその根拠が明示されていないもの。

第4 選定委員会による審査

1 審査方法

- ・事務局における基礎的事項の確認を通過した応募者の提案について、選定委員会における審査を行う。
- ・審査方法は、提案書類とプレゼンテーションによる審査を行う。

2 プレゼンテーションの実施方法

- ・プレゼンテーションは、「(表3) 審査項目と配点」に記載する各評価項目の評価の確認等のために実施する。
- ・共同事業体により公募に参加した場合、プレゼンテーションへの参加企業は、代表企業は必須とし、質問に対し回答できる体制とすること。
- ・プレゼンテーションそのものは評価の対象としません。
- ・プレゼンテーションの順番は、指定申請書の届出順とする。

(1) 実施予定日時と場所

- ・実施予定時期は、令和7年11月10日(月)を予定する。
- ・実施予定場所は、山添村役場 3階 中会議室とする。
- ・各提案者の実施日及び開始時刻等の詳細については、公募受付終了後に電子メール及び電話等により各事業者に連絡する。

(2) タイムスケジュール

- ・提案者による説明(20分以内)
- ・質疑応答(15分程度)

(3) プレゼンテーション内容

- ・提案書に則したプレゼンテーションを実施すること。

(4) 留意事項

- ・プレゼンテーション実施に係る人数は4名までとする。
- ・プレゼンテーションは、提案書の内容の範囲内で行うものとし、提案内容の修正や追加提案は認めない。
- ・プレゼンテーションに際し、特に資料を作成する場合は8部用意し持参すること。

3 審査項目及び配点

- ・応募者から提出された提案書類の各様式に記載された内容が、それぞれの審査項目において、評価基準に適う優れた提案であると評価される場合に評点を付与する。
- ・応募者の提案内容について、「（表3）審査項目と配点」に示す各審査項目の評価基準に応じ定量化し得点を付与する。

（表3）審査項目と配点

審査項目	配点
（1）事業計画に関する事項	
事業コンセプト	10点
実施体制	5点
マーケティング戦略	10点
営業計画	5点
地域連携・地域貢献	10点
（2）施設の管理運営に関する提案	
指定管理候補者として実施する行為	5点
運營業務	5点
維持管理業務	5点
（3）収支計画等に関する提案	
事業収支・資金繰り計画	10点
リスク管理	5点
納付金	5点
指定管理料	10点
（4）その他	
独自性に関する提案	10点
類似施設の運営実績	5点

4 審査項目毎の得点化

- ・評価項目の得点化は、各審査項目に対し「（表４）審査項目毎の得点化」に基づいて評価を行い、それに応じて計算される得点を付与する。
- ・得点は、小数点以下を四捨五入し求める。

（表４）審査項目毎の得点化

評価	評価内容	得点化
A	特に秀でて優れている	配点×1.00
B	秀でて優れている	配点×0.75
C	優れている	配点×0.50
D	わずかに優れている	配点×0.25
E	（管理運営基準等を満たしているものの） 優れている点が認められない。	配点×0.00

※ただし、指定管理料の得点化については、「配点（10点）×（提案価格のうち最低価格÷自社の提案価格）」とする。

5 最優秀提案及び次点提案の選定

- ・審査項目毎の得点化による合計得点を算出し、合計得点が最も高い提案を最優秀提案、以下、合計得点順に順位付けを行い、合計点が2番目に高い提案を次点提案として選定する。
- ・ただし、合計得点が配点の50%を下回った場合、当該提案は最優秀提案及び次点交渉権者として選定しないことがある。

第5 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定

- ・本村は、選定委員会による最優秀提案及び次点提案の選定結果を踏まえ、指定管理候補者の優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。
- ・決定した結果は、応募者に個別に通知するほか、公表する。